

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年6月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第19号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則  
京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。  
第2条第9号中「京都市斎場条例」を「京都市中央斎場条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計室)